

農業担い手メールマガジン（第93号）

インデックス

- 現場の皆さんへ ～女性農業者への期待（その2）～
- 事業活用のポイント ～農業経営創業・事業拡大支援事業～
- 農業担い手経営相談コーナー ～集落営農に対する資金支援について～

現場の皆さんへ ～女性農業者への期待（その2）～

今日は、関東以西では梅雨の中休みのようなすがすがしい天気恵まれています。これを機会に、お仕事に精を出されている方も多いのではないのでしょうか。

前回に引き続き女性農業者の話題です。私たちは、前回、女性農業者が担い手として活躍していただくよう期待している旨のお話しをしました。女性の方々が担い手として活躍しやすい環境を作るためには、農業委員会や農協幹部などの役職者として外部への発信力を高めることが重要です。

農業委員として活躍している女性の中には、「遊休農地」を活用して地場産の野菜を作り、地産地消や食育活動を推進するなど、農地利用についても女性ならではの感性を生かした活動を行っている方がおり、こうした活動に触発されて、活性化した農業委員会もあります。しかしながら、全国的に見れば、女性の農業委員の活動は、まだまだ広げていく余地はあると思います。本年7月（沖縄県は9月）に行われる第20回農業委員統一選挙では、農業委員への積極的な女性登用を進めなくてはなりません。

一方、農協の理事など、農協幹部に対する女性登用の働きかけも重要です。最近では、役員選出の際に、女性枠を設け女性登用を促進している農協が増えてきましたが、未だ女性役員の割合は少ないのが現状です。しかし、実際に女性が幹部に登用された農協では、地域の女性を総動員して直売所を新設したり、地元産の作物を原料とした農産物加工の取組を始めたりするなど、農協女性部活動などの活性化に大変良い影響を与えています。農協事業の根幹である経済事業分野においても、女性の視点を活かして品質管理の徹底を図ったり、新たな商品開発を率先して進めるなど、今後、様々な改革が進められることが期待されます。

また、家族農業においても、女性単独で認定農業者になっていただいたり、家族経営協定を活用して、女性の地位向上に向けた取組を行うことは重要です。現在、家族経営協定は、全国の約3万8千戸で結ばれていますが、担い手としての女性の立場を認め適正な労働報酬を支払うためにも、家族経営協定の活用は有効な手段です。皆さんも、より良い家族農業経営を行うために、経営の方針や一人一人の役割を家族で話し合ってみてはいかがでしょうか。

何かにつけて保守的と揶揄される農業の世界に新しい風を吹き込むためにも、様々な場面でこうした女性のパワーを活かさない手はないでしょう。

■ ご意見・ご質問は下記へお願いいたします。

→ https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

事業活用のポイント

～ 農業経営創業・事業拡大支援事業～

農業経営をさらに発展させるため、事業の多角化などを検討されている農業法人の経営者の方は、「農業経営創業・事業拡大支援事業」の活用をご検討いただければいかがでしょうか。

この事業は農業法人の経営発展を後押しする支援事業であり、(1) 社団法人日本農業法人協会(以下、農業法人協会) を通じた各種専門家による派遣相談が無料になったり、(2) ビジネス商談会へ出展する際の費用助成が行われたりします。

また、農業法人の経営者の方々が経営相談やセミナーの受講、情報提供などを受けやすくなるよう、農業法人協会に対して、(1) 経営や技術に関する相談窓口の開設、(2) 経営支援セミナーの開催、(3) 農業政策、中小企業政策やビジネス商談会等の各種情報提供などを行うための費用を助成しています。

特に、(3) の各種情報提供では、業界の垣根を越えて、異分野の施策をご活用いただけるよう、中小企業を対象とした様々な施策の情報提供も行っています。

ご関心をもたれた農業法人の経営者の方は、下記URLまでお問い合わせください。

(経営局経営政策課農業法人班)

■ (社) 日本農業法人協会のURLはこちら

→ <http://www.hojin.or.jp/>

農業担い手経営相談コーナー

～ 集落営農に対する資金支援について～

Q . 郷土の農地を保全するため、集落協定を締結し、毎日頑張っていますが、貯蓄も底をつき、運転資金の資金繰りなどが限界にきています。集落営農を組織して認定農業者となった場合など、何か資金援助は受けられますか。

A . 現在の集落協定を発展させて「集落営農組織」を立ち上げた場合には、農業近代化資金の融資を組織として受けられます。この場合は金利負担が軽減され、実質無利子での借入が可能です。なお、「集落営農組織」とは特定農業団体又はこれに準ずる組織のことであり、具体的には、

ア 地域の農用地の利用集積目標(地域の農用地の2/3以上) を定めていること

イ 組織の規約を定めていること

ウ 共同販売経理(組織で生産する農産物にかかる経理の一元化) を行っていること

エ 主たる従事者の所得目標(市町村が策定している基本構想に定められた目標農業所得と同水準) を定めていること

オ 農業生産法人化計画(5年後) を作成していること

の5つの要件を満たす組織のことを指します。

集落協定の展開をお考えの場合は、市町村または農協にご相談いただければと思います。

さらに、集落営農を法人化して認定農業者になった場合には、営農運転資金として、「スーパーS資金(貸付金の上限額500万円、金利1.9%(平成20年6月現在))」

が借入いただけます。このスーパー S 資金は、農業経営改善計画の達成に必要なであれば、肥料や農薬など資材の購入にもご活用いただける、使い勝手の良い小口制度資金です。

スーパー S 資金の具体的なご相談については、詳しくはお住まいの市町村または農協にお尋ねください。

- 農林水産省ホームページ「担い手と集落営農」各種パンフレット
→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/pamphlet/index.html>
- スーパー S 資金の詳細についてはこちらをご覧ください
→ <http://www.affcf.com/super-s/>（農林漁業信用基金のホームページです）
- ご質問・ご相談は下記へお願いいたします。
→ https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120

編集後記

最近、わが家のラズベリーが赤く実を付け始めました。気象庁の 3 ヶ月予報によれば、今夏の気温は平年より高めだということです。西日本では、夏に向けて高温障害への備えも必要かも知れません。

メルマガはおかげさまで購読者が 8 千名を超え、順調に読者層を伸ばしております。より多くの方にお読みいただくため、農業者の皆さまなど、お知り合いにまだ登録されていない方がおりましたら、是非お声かけなど頂けると幸いです。(S)

- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日：毎月 2 回発行
- 発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木
農林水産省担い手ホームページもご覧ください！
～ 担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～
→ <http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>
このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。
→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>
このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから。
→ <http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>